令和３年５月

【カーリース契約のメリット、デメリット】

【相　談】

１ヶ月前に新車に乗りたくてカーリース契約をした。しかし納車前に病気のため入院することになり、支払いができなくなった。解約を申し出ると違約金として１５０万円の支払いを求められた。高すぎると思う。

【アドバイス】

カーリースとは、契約者の選んだ新車をカーリース会社が購入し、月々一定の使用料をカーリース会社に支払うことで、その車を利用できるシステムです。頭金が不要のため気軽に新車に乗れ、月々の支払いが維持費込みで一定などのメリットがあります。一方、車が自分の物にならない、走行距離の上限が設定され、この上限を超えたり、車にキズを付けた場合、契約終了時に違約金が発生する可能性があるなどのデメリットがあります。また、車の購入費用をカーリース会社が立て替えているため、契約が成立したら中途解約はできません。残りの契約期間のリース料がカーリース会社の損害になってしまうからです。

ただし、やむを得ない場合は「違約金」を払うことで中途解約ができる場合があります。今回は病気のためということで、やむを得ない事情と判断され、中途解約が認められました。

違約金の計算方法は、契約書に記載されており「未経過リース期間にかかるリース料合計相当額と残存価格の合計額から、リース料に含まれる費用のうち､未発生費用〔税金、保険料等〕相当額を差し引いた額を中途解約金として一括でお支払いいただきます。」とありました。これにより相談者の違約金を計算したところ「月々のリース料×支払回数－未発生費用」で約１５０万円の請求額となるようです。

違約金は、一括払いが基本です。まとまった金額が用意できない場合はカーリース会社によっては分割払いや契約者変更の対応をしてくれるところもありますので解約前に相談しましょう。カーリースはメリットもデメリットもあるため、しっかり仕組みを理解してから契約するようにしましょう。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**